

議第153号

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の
一部を改正する条例

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を次
のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第113条の2第2項」を「第113条の
3第3項」に、「一」を「いずれか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土地改良法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。